## 第1号様式(第9条関係)

## 条 例 見 直 し 調 書 作成年度 | 収成 26 年度 | 次回目直し予定 | 平成 31 年度

			作成年度	平成	26年度	次回見直	ⅰし予定	平成 31 年度	
条	例 名	えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例							
条	例 番 号	昭和25年神奈川県条例第52号 法規集 第8編第6章第1節							
所	管 室 課	保健福祉局生活衛生部環境衛生課							
条	例の概要	えなその他出産に伴う産あい物の処理を業とする者に関し必要な事項を定め							
	ている。								
検	視点	検	討 内	容	!		備	考	
	必要性	胎盤や妊娠 4 かん	月未満の胎児	見などσ	)えなそ(	の他出産	産あい物	勿処理受託件	
	現在でも必要な条例か。	に伴う産あい物(以下「産あい物」という。) について					数		
		は、社会通念上廃棄物とは区分して丁重に取り扱う必					H25:54,976件		
		要があり、この処理業の許可制度について定める本条					H24:56,871 件		
		例は必要な条例である。				H23:56,057件			
							H22:57,242件		
	<b>有</b> 効性 、	産あい物の処理に関する公衆衛生上の措置について				・産あい物処理(焼却処			
	現行の内容で課題が解決できるか。	は適切に定められており、有効である。					理)業施設数: 2施設		
						(昭和51年以降新規許			
							可なし)		
	効率性	産あい物処理業の	)施設基準等	につい	ては、	必要最低			
	現行の内	限のものであり、効率的である。							
	的といえ   るか。								
	基本方針適	産あい物処理業の許可等の適正な実施を確保するた							
	合性	めに必要な事項を定める条例であり、県の基本方針と							
	県政の基     本的な方	齟齬をきたすものではない。							
討	針に適合 している								
āΊ	<i>b</i> .								
	適法性	本条例は、産あい物の処理を業とする者に関し、許							
	憲法、法令	可制とするとともに、施設の構造設備基準を定めたも							
	【 ないか。 】	ので、その内容は合理的なものであり、かつ、憲法、							
		法令に抵触しないものである。							
	その他								
見(	1)改正・廃」	  上及び運用の改善等の必要はない。				<u> </u> 由等			
直						ーーーーー 用上の課題は見受けら			
_ し	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。					れず、現時点では改正・廃止及び運用の			
結	4 改正及び運用の改善等を検討する。 改善等の必要								
果	5 廃止を検討する。								